

第4章 災害復旧・復興対策

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

[町全課等]

第1 目 的

この計画は、大規模地震の発生は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの住民を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。こうした混乱状態を一刻も早い被災者の生活安定、社会経済活動の再構築を図るとともに、長期的な視点から震災に強い町づくりを構築していくことを目的とする。

第2 災害復旧、復興の基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、原形復旧を行う地域、又は災害に強い町づくり等を目指した計画的復興を図る地域とするかについて、早急に検討し、その基本方向を決定する。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

町は、住民生活の安定と生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じて災害復旧に関する計画を速やかに策定し、実施する。

2 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定に当たっては、県等関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努める。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画（医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
- (9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

町は、災害復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について必要な措置を講じる。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 伝染病予防法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) その他

第4 災害復興計画

町は、災害の教訓を活かし、災害に強いまちづくりをめざした災害復興計画を策定する。災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

町は、被害の状況を調査、検討し、震災復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災前の地域の課題や被災地の状況等を的確に把握し、被災を契機に地域特性や地域産業をより良いものに改変するよう、関係機関等と調整を図り事業を推進するものとする。また、住民に対して、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向け

た取り組みの基本方針を示すものとする。

3 復興事業の実施

復興事業の早期実施のため、町は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第2節 生活再建支援

[福祉課・建設課・町民税務課・総合振興課・色麻町社会福祉協議会]

第1 目 的

町、県及び防災関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的に各種の措置を講じるものとする。

第2 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

支給事務は、県から委託された被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が行うが、町（総合振興課）は、県及び支援法人と連携を図りながら申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務を適切、かつ速やかに実施する。

1 対象となる自然災害

本町に関係する自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他異常な自然災害により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害となる場合は、県からその旨公示される。

- (1) 町域において、災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合
- (2) 町域において、10世帯以上の住宅が全壊した場合
- (3) 県域において、100世帯以上の住宅が全壊した場合
- (4) 上記(1)又は(2)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
- (5) 上記(1)から(3)に規定する区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅が全壊した場合

2 支給対象世帯

(1) 支給対象となる世帯は次のとおり。

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体された世帯

ウ 被害が継続し、危険な状況が継続する等の事由により居住不能な状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支給条件

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2(1)アに該当)	解体 (2(1)イに該当)	長期避難 (2(1)ウに該当)	大規模半壊 (2(1)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4 手続き

(1) 申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月とする。

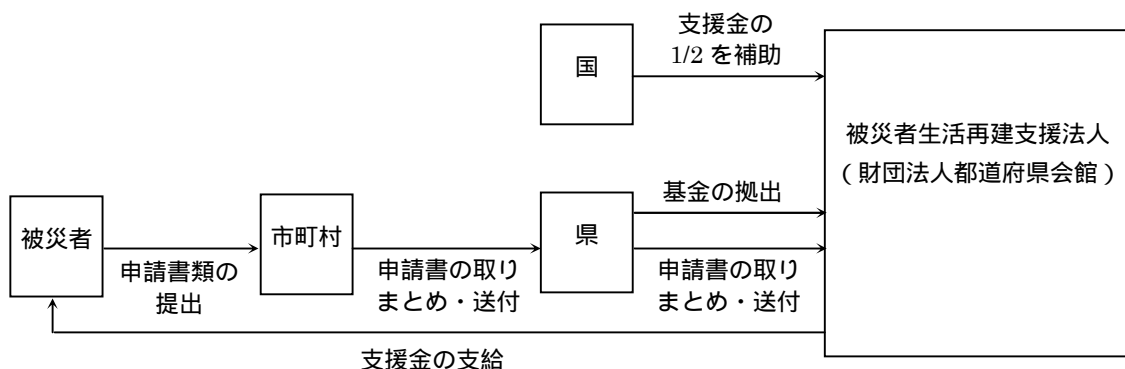
(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：り災証明書、住民票等

イ 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃貸等)等

(3) 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る町、県、被災者生活再建支援法人、国(内閣府)の事務等の概要は次に示すとおり。



資料編 ・ 資料 47 被災者生活再建支援法

第3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は防災関係機関と協力し、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第4 資金の貸付け

1 災害援護資金

町（福祉課）は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。また貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子及び寡婦福祉資金

福祉課は、県（北部保健福祉事務所）と緊密な連携のもとで、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について活用を周知する。

3 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災者に対して災害を受けたことにより臨時に必要な経費について、福祉資金（福祉費、緊急小口資金）を貸し付ける。

貸付対象世帯は、次のとおりである。

（1）低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯

（2）障害者世帯

次に掲げる身体障害者、知的障害者又は精神障害者が属する世帯

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者（ ）

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（ ）

現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められるものを含む。

（3）高齢者世帯

日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

4 一般住宅復興資金

町は、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、県の協力を得ながら利用を図る。また、町は必要に応じ、一般住宅復興資金の融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第5 生活保護

福祉課は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給するよう、北部保健福祉事務所に要請する。

第6 その他救済制度

町（福祉課）は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、色麻町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給する。

1 災害弔慰金

対象災害	自然災害 暴風・豪雨・洪水・地震 その他異常な自然現象による被害	
支給額	生計維持者	500万円
	その他の者	250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	

第7 り災証明の発行

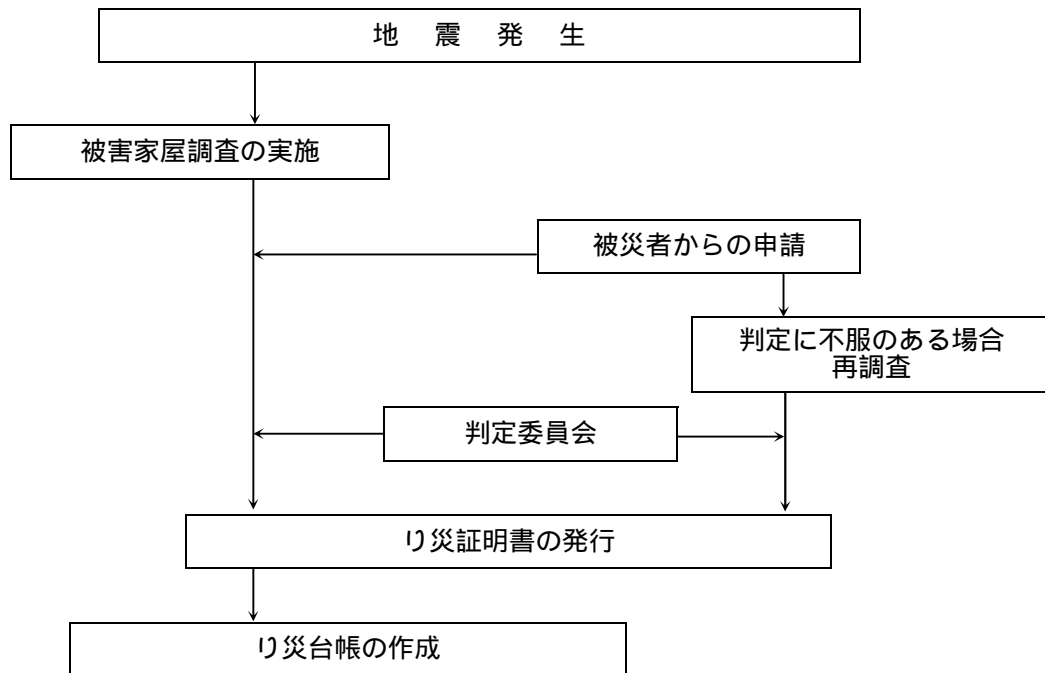
町は、発災後できるだけ早期に、り災台帳を整備し、被災者から申請された場合には、速やかに「り災証明書」を交付する。り災状況の調査及び証明窓口は町民税務課が担当し、建設課が協力する。

り災証明は、被災者生活再建支援金の申請や災害救助法による各種施策、税の軽減を行うにあたって必要とされる家屋の被害程度について、防災に関する事務の一環として被災者の応急的、一時的な救済を目的として、町長が発行する。

- 1 り災証明は、災害対策基本法に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。
 - (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
 - (2) 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや
- 2 発行は、本町の区域内にある家屋の所有者、占有者の申請に基づき、速やかに調査を行い、上記(1)については町長が、(2)については中新田消防署長が行う。
- 3 被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)を基に、1棟全体で、表面的な状況をもとに行うこととする。
- 4 被害調査は、2人1組とし、町職員(建設課の住宅担当職員、町民税務課の家屋評価担当職員等)及び専門知識を有する他の地方公共団体職員等の応援、又は建築士等の専門知識を有するボランティアの協力を得て行う。

判定が困難なものについては、必要に応じ、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等で構成する「判定委員会」を設置し、その意見を聞いて判定する。

資料編 ・ 資料 31 リ災証明願、証明書様式



第8 税負担等の軽減

町（町民税務課）及び県は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

- 1 町は、国民健康保険の被保険者について、その受けた被害の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。
- 2 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。
- 3 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第9 雇用対策

町（無料職業紹介所）は古川公共職業安定所と密接に連携し、被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用の促進するため、以下の措置を講じる。

- 1 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- 2 被災者のための特別相談窓口等の設置
- 3 雇用保険失業給付の特例支給の要請
- 4 雇用調整助成金の特例適用の要請
- 5 被災事業主に対する労働保険料の特例措置の要請

第3節 住宅復旧支援

[建設課]

第1 目 的

町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 一般住宅復興資金の確保

町（建設課）は、県と連携をとりながら、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

第3 住宅の建設等

町（建設課）は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

建設課は、自己の資金では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借り上あげる。

2 公営住宅の空き家の活用

被災者に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、入居できる措置等を講じる。

また、災害の規模に応じて、県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受け入れを要請する。

第4節 産業復興の支援

[総合振興課・農林課]

第1 目 的

被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、町は、必要な措置を講じるものとする。

第2 中小企業金融対策

町（総合振興課）は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、国、県、信用保証協会及び金融機関等に対し、災害融資及び信用保証の円滑化を要請し、かつ商工会及び関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し、指導及び広報を行う。

第3 農林漁業金融対策

町（農林課）は、県に協力を要請し、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じるとともに、被害が甚大な場合は、天災資金、日本政策金融公庫資金（農林水産業資金）、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。

第5節 義援金の受入れ・配分

[福祉課・日赤宮城県支部色麻町分区・色麻町社会福祉協議会・会計課]

第1 目 的

大規模災害時には、多くの義援金が送られてくることが予想されたため、町は、その受入体制を明確にするとともに、迅速かつ適切に被災者に配分する。

第2 受入れ

1 窓口の決定

福祉課は、県、日赤宮城県支部及び社会福祉協議会等と協議を行い、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知する。

2 受入方法

町に直接送られる義援金は現金、現金書留、銀行振込等によるものと想定され、その受入については次のとおりとする。

(1) 窓口の決定

- ア 福祉課と会計課は協議し、現金の受入窓口を開設する。
- イ 郵便局及び銀行等と調整し、義援金専用の受入口座を開設する。
- ウ 受入先について、報道機関等の協力を得て、周知する。

(2) 義援金の整理

福祉課、会計課及び日赤宮城県支部色麻町分区は、義援金の送付人及び使用目的、金額等を整理することとし、必要があれば人員を確保する。

3 受入及び管理

会計課及び日赤宮城県支部色麻町分区、県、日赤宮城県支部は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第3 配 分

1 配分委員会

町は、関係機関と協議し、義援金の受入団体の代表者からなる「義援金配分委員会」を設置、義援金の配分について協議、決定することとする。

2 配分

- (1) 「義援金配分委員会」は、義援金総額、被災状況等を考慮して配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として町が行う。
- (2) 寄託者が配分先や用途を指定した義援金については、その指定に基づき配分する。

- (3) 義援金の使途については、関係機関と十分協議し、国民的合意が得られるように努めるものとする。

第6節 激甚災害の指定

[総合振興課・建設課・関係各課等]

第1 目 的

町は、地震により町内で甚大な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づく激甚災害の指定を受けることにより、町に対して特別の財政援助、被災者等に対しては特別助成措置が行われるため、早期に指定を受けられるよう調査、手続き等を行うとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

第2 激甚災害の調査

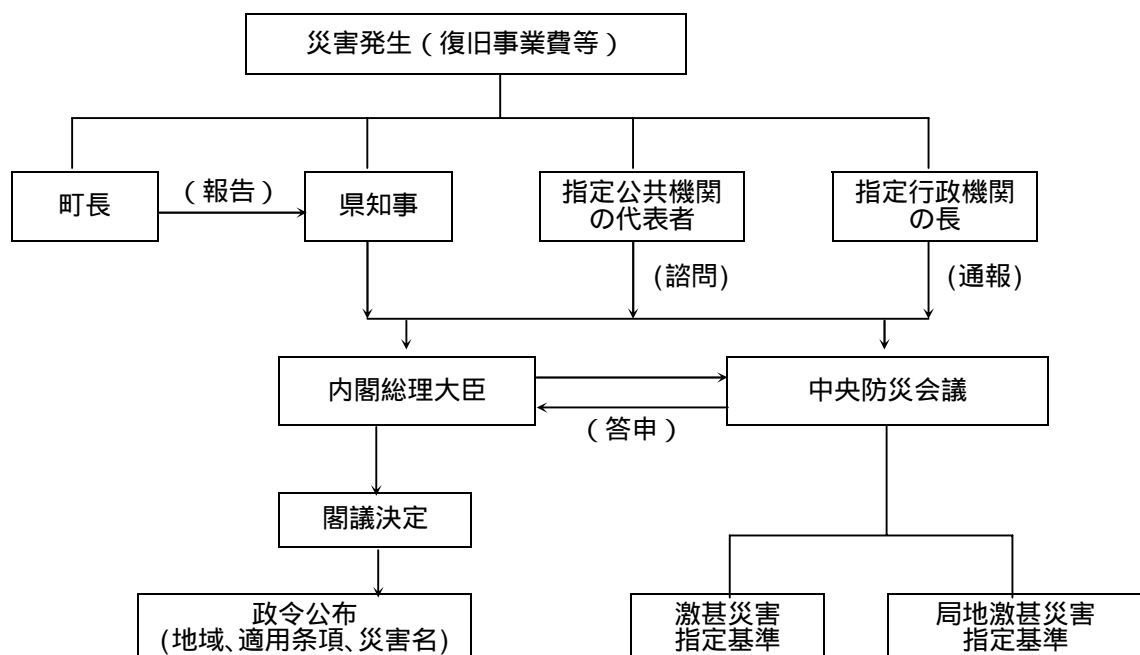
総合振興課は、建設課及び関係各課とともに、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮し、速やかに災害状況等を調査し、県に報告する。

県は、被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

また、町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。

第3 激甚災害指定の手続き

指定の手続きは、町長が県知事に対し査定事業費等を報告し、県知事から報告を受けた内閣総理大臣は中央防災会議に諮問、閣議決定を経て指定される。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第4 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、総合振興課は関係各課の協力を得て速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。県は、これ（町作成の調書）を受け、事業の種別毎に激甚法の算定及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

なお、復旧事業の執行に当たっては、復旧事業の概要が把握できる次の資料等を可能な限り確保する。

- ・被災状況のわかる写真
- ・工事写真
- ・完成写真
- ・設計、工事図面等

第5 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準（平成21年3月10日改正）

適用すべき措置基準	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第2章 （公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.5 （B基準） 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）都道府県負担金事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100 分の 25 （2）一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 0.05
法第5条 （農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.5 （B基準） 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの （1）一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100 分の 4 （2）一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10 億円
法第6条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100 分の 1.5 であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合で、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、漁業被害見込額 > 農業被害見込額で、

	<p>かつ、次の要件のいずれかに該当するもの（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が、5,000万円以下と認められる場合を除く。）には適用。</p> <p>(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額の0.5%</p> <p>(2) 当該災害に係る漁業被害見込額 > 当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%により、法第8条の措置が適用される災害</p>
<p>法第8条 （天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5</p> <p>(B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3</p>
<p>法第11条の2 （森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の5</p> <p>(B基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の1</p>
<p>法第12条、13条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得 × 中小企業付加価値率 × 中小企業販売率。以下同じ。） × 100分の0.2</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100分の2 又は一の都道府県の中小企業関係被害 > 1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>法第16条 （公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助） 第17条 （私立学校施設災害復旧事業の補助） 第19条 （市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設にかかる被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>

適用すべき措置基準	激 甚 災 害 指 定 基 準
法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数 > 被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の1,2のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数 > 被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で200戸数 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の10%以上 2 滅失住宅戸数 > 被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 滅失戸数が一市町村の区域内で400戸数 (2) 滅失戸数が一市町村の区域内の住戸戸数の20%以上
法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

2 局地激甚災害指定基準 (平成21年3月10日改正)

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置	1 公共施設災害関係 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税込額 × 100分の50に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。
1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置(ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置(水産業共同利用施設に係るものに限る))	2 農地、農業施設等災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額 > 当該市町村の当該年度の農業所得推定額 × 100分の10に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。
右の市町村の区域内での右の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置	3 林業災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。) > 当該市町村に係る当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額 < 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の0.05の場合を除く。

	<p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額 × 100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>

